

パブリックコメント意見の要旨と市の考え方

- 案 件 十日町市まちづくり基本条例原案
- 募集期間 平成 26 年 4 月 10 日 ～ 平成 26 年 5 月 9 日
- ご意見の件数（意見提出者数） 1 人
- ご意見に対する市の考え方

柳 大祐 様	
ご意見	市の考え方
<p>住民投票第 37 条第 2 項について、原案において住民の発議要件に 3 分の 1 以上という具体的な数値が記載されておりますが、素案から原案に至るまでの議論の過程の公表をお願いします。（「3 分の 1 以上」となった理由についてはまちづくりフォーラムにおいて市長よりお話しいただきましたので、議論の過程について公表のほどお願いします。）</p> <p>住民投票については、発議要件の他にも対象事項や開票条件など個別に条例として検討しなければいけない事項が多々あり、それらは複合的な要因を考慮して決定する必要がありますので、現段階において発議要件のみを決定してしまうことは望ましくないと考えます。また、素案の策定過程では、市民への説明会は各地区 1 度しかおこなわれておらず、「住民投票」について十分な議論がおこなわれたとは必ずしも言えません。そのような観点からも、個別に条例を制定する際により深く議論をおこなった上で住民の発議要件を決定されることを望みます。</p>	<p>住民投票における住民からの実施請求要件 3 分の 1 以上につきましては、「とおかまち流まちづくりの条例を考える会」の素案づくりにおける議論、市民説明会での論点や十日町青年会議所による「とおかまち市民討議会 2012」での討議、さらに素案の提案を受けた後の市議会への説明における意見などを踏まえ、庁内検討委員会で多面的に検討を重ね、アドバイザーの助言を受けながら、市としての数値を盛り込むこととしたものです。</p> <p>この間の検討記録は公開していませんが、常設型の住民投票条例を創設するにあたって、その根拠となる「十日町市まちづくり基本条例」において、骨格となる実施請求要件は規定していくべきとの判断に至りました。</p> <p>なお、3 分の 1 以上という数値要件の根拠としては、常設型であること、住民投票の結果を議会及び市長が尊重することを課していることを重く受け止め、地方自治法に定める議会の解散、議会の議員又は長の解職請求と同じ数値とさせていただきます。</p>